

くらしの税情報

問い合わせ先

税務課 市民税グループ ☎40-5554

— 所得税・市県民税 — 申告相談のお知らせ

市では、所得税及び市県民税の申告相談を以下のとおり行います。申告を忘れてしまうと、各種証明書等を発行することができなかつたり、国民健康保険税等の軽減措置が受けられなくなるなど支障をきたすことがあります。必ず期限内に申告してください。

■ 受付会場

- ・南河内地区会場(市役所南河内庁舎北側別館会議室)
- ・石橋地区会場(市役所石橋庁舎3階会議室)
- ・国分寺地区会場(市役所国分寺庁舎隣 国分寺公民館IT研修室)

■ 受付期間

2月16日(月)～3月16日(月)まで(土・日を除く)

受付時間は、午前の部は9時～11時、午後の部は1時～3時30分です。(日程は下表のとおり)

■ 申告相談に必要なもの

- ・印鑑
- ・前年中の収入金額と必要経費のわかる書類(給与や年金の源泉徴収票や事業所得の収支内訳書 1)
- ・社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料等)の支払金額を証明するもの
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳など障害を証明するもの
- ・その他各種控除を受ける方は、それらの証明書または領収書(医療費控除 2、住宅ローン控除など)
- ・銀行などの口座番号(還付を受ける場合に必要です)
 - 1 収支内訳書は帳簿等を基に事前に作成しておいてください。
 - 2 医療費控除を受ける方は、必ず平成20年中に支払った医療費の領収書の金額、補てん金の金額を集計しておいてください。また、介護保険サービスを受けた方が医療費控除の申告を行う場合は、その費用について医療費控除の該当の有無を事業所等に確認しておいてください。

■ その他

- ・青色申告をされる方、株式譲渡所得や一般譲渡所得がある方及び贈与等の申告をされる方は、栃木税務署(栃木商工会議所大ホール)で申告してください。
- ・税源移譲に伴う住民税の住宅ローン控除 3の適用を受ける方の申告についても受け付けています。
 - 3 税源移譲に伴う経過措置で、平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)からも控除できるものです。(控除を受けるためには、毎年申告が必要です。)

● 南河内会場

受付日	対象地区		受付日	対象地区	
	午前	午後		午前	午後
2/16(月)	下原・西区	薬師寺一丁目	3/2(月)	祇園四丁目・緑一丁目	祇園五丁目
17(火)	薬師寺二丁目・三丁目	薬師寺四丁目・五丁目	3(火)	緑二丁目	緑三丁目
18(水)	薬師寺六丁目	薬師寺六丁目	4(水)	緑四丁目	緑五丁目
19(木)	日生団地・成田	谷地賀上・谷地賀下	5(木)	祇園二丁目	祇園二丁目
20(金)	町田上・町田下	下文狭・東田中・西田中	6(金)	本吉田北	本吉田南
23(月)	地久目喜・祇園町	自治医大構内の住宅等	9(月)	絹板・絹板台	台坪山
24(火)	仁良川上	仁良川上	10(火)	的場・上坪山	東根・三王山
25(水)	仁良川下	仁良川下	11(水)	塚越・磯部	鯉沼
26(木)	祇園一丁目	緑六丁目	12(木)	川島・上吉田	西坪山
27(金)	祇園三丁目	祇園三丁目			